

当会会員逮捕に関する会長談話

2024（令和6）年2月29日

東京弁護士会 会長 松田 純一

当会所属の寺内従道会員が警視庁に業務上横領の容疑で逮捕されたとの報道に接しました。

当会会員が逮捕されたことは、極めて遺憾であります。

報道によりますと、逮捕された会員は当会から懲戒処分を受けていたとのことですが、今回逮捕された被疑事実と、当会が懲戒処分をした理由となった事実とが同一のものか否かの確認はとれておりませんが、当会と致しましては、当会会員の逮捕の事実を厳粛に受け止め、弁護士・弁護士会に対する市民の信頼確保のために、改めて全力で取り組んでいく所存です。